地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年7月10日

京都府教育委員会 教育長 橋本 幸三

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務の名称及び数量 京都府立盲学校花ノ坊校地校舎内清掃業務 一式
  - (2) 業務の内容等 入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 履行期間 令和2年8月1日から令和3年7月31日まで
  - (4) 履行場所等 京都市北区紫野花ノ坊町 1 京都府立盲学校花ノ坊校地(高等部)
- 2 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を 担当する組織の名称、所在地等

〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町1

京都府立盲学校事務部

電話番号 (075)462-5083 FAX (075)462-5770

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

令和2年7月10日(金)から令和2年7月20日(月)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

- 3 入札に参加する者に必要な資格
  - 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である
  - (2) ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示(昭和53年京都府告示第129号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「清掃業務」に登録されているものであること。
  - (3) 本店、支店又は営業所等を京都市内に設置していること。
  - (4) 過去2営業年度に、便所の清掃対象面積がおおむね150平方メートル以上の日常清掃及び日常巡回指導を12箇月以上継続して履行した実績があること。
  - (5) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。) の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について 指名停止とされていない者であること。

## 4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 交付場所等
  - ア 交付場所 2の(1)に同じ。
  - イ 交付期間 2の(2)に同じ。
- (2) 提出場所等
  - ア 提出場所
    - 2の(1)に同じ。
  - イ 提出期間 2の(2)に同じ。
- (3) 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参により提出すること。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- 5 入札手続等
  - (1) 入札及び開札の日時、場所等
    - アー日時

令和2年7月27日(月) 午後1時30分

イ場所

京都市北区紫野花ノ坊町1 京都府立盲学校花ノ坊校地(高等部)

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送及び電送等による入札は、認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載する金額は、令和2年8月1日から令和3年7月31日までの総額とする。

また、落札に当たっては、入札書に記載された金額は予定月数に月額単価を乗じた 当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があ るときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積 もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 3に掲げる競争入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
- エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂 正した入札書で入札をした者のした入札
- オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者のした 入札
- カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ク その他入札に関する条件に違反した者のした入札
- (6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予 定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否要する。

# 6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

## 7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

### 8 その他

- (1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。